

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

千葉県	
市区町村数	54

都道府県コード	市区町村名	市町村	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)						
			担当課(室)名	所属			院内連絡会議の有無	詰問機関の有無	問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無		
									問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
					27	40	8					54					
12 100	千葉市	市民局生活文化スポーツ部男女共同参画課	1 1	1 1			千葉市男女共同参画ハーモニ一条例	2002年9月25日	2003年4月1日			第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン	2023年4月1日	～ 2028年3月31日	1 1		
12 202	銚子市	企画課企画室	1 2	1 1						0		第4次銚子市男女共同参画計画	2023年4月	～ 2028年3月	1 1		
12 203	市川市	多様性社会推進課	1 2	1 1			市川市男女共同参画社会基本条例	2006年12月20日	2007年4月1日			市川市男女共同参画基本計画	2008年8月1日	～ 2026年3月31日	1 1		
12 204	船橋市	市民協働課	1 2	1 1						3		第4次船橋市男女共同参画計画「fプラン」	2022年4月	～ 2027年3月	1 1		
12 205	館山市	市民協働課	1 2	1 1						0		第4期館山市男女共同参画推進プラン	2018年4月1日	～ 2028年3月31日	1 1		
12 206	木更津市	市民部地域共生推進課	1 2	0 1			木更津市彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例	2023年3月17日	2023年4月1日			第5次木更津市男女共同参画計画	2022年3月	～ 2027年3月	1 1		
12 207	松戸市	男女共同参画課	1 1	1 1						0		松戸市男女共同参画プラン第6次実施計画	2023年4月	～ 2028年3月	1 1		
12 208	野田市	人権・男女共同参画推進課	1 1	1 1						0		第4次野田市男女共同参画計画	2020年4月	～ 2025年3月	1 1		
12 210	茂原市	企画政策課	1 2	0 1						0		男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画(第4次)～	2021年4月1日	～ 2026年3月31日	1 1		
12 211	成田市	市民協働課	1 2	0 1						0		第4次成田市男女共同参画計画	2021年4月	～ 2026年3月	1 1		
12 212	佐倉市	自治人権推進課	1 1	1 1			佐倉市男女平等参画推進条例	2002年12月27日	2003年4月1日			佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】	2020年4月1日	～ 2032年3月31日	1 1		
12 213	東金市	企画課	1 2	0 0						0		第3次東金市男女共同参画プラン	2021年4月	～ 2026年3月	1 1		
12 215	旭市	市民生活課	1 2	0 1						0		第2次旭市男女共同参画計画	2019年4月1日	～ 2024年3月31日	1 1		
12 216	習志野市	男女共同参画センター	1 1	1 1			習志野市男女共同参画推進条例	2004年3月31日	2004年7月1日			習志野市第3次男女共同参画基本計画	2020年4月1日	～ 2026年3月31日	1 1		
12 217	柏市	共生・交流推進センター	1 2	1 1						3		第三次柏市男女共同参画推進計画	2016年4月1日	～ 2026年3月31日	1 1		
12 218	勝浦市	企画課	1 2	0 0						0		第2次勝浦市男女共同参画計画	2018年3月	～ 2028年3月	1 1		
12 219	市原市	総合計画推進課	1 2	1 1			市原市男女共同参画社会づくり条例	2004年12月22日	2005年4月1日			いちはら男女共同参画社会づくりプラン	2017年4月	～ 2027年3月	1 1		
12 220	流山市	男女共同参画室	1 1	1 1						3		流山市第4次男女共同参画プラン	2020年4月	～ 2025年3月	1 1		
12 221	八千代市	企画部 企画経営課 男女共同参画センター	1 1	1 1						0		第2次やちよ男女共同参画プラン	2021年4月	～ 2025年3月	1 1		
12 222	我孫子市	男女共同参画室	1 1	1 1			我孫子市男女共同参画条例	2006年3月27日	2006年7月1日			我孫子市第3次男女共同参画プラン	2019年4月1日	～ 2029年3月31日	1 1		
12 223	鴨川市	総務課	1 2	0 1						0		第3次鴨川市男女共同参画計画	2022年4月	～ 2027年3月	1 1		
12 224	鎌ヶ谷市	男女共同参画室	1 1	1 1						3		第3次鎌ヶ谷市男女共同参画計画(かがやきプラン)	2021年4月1日	～ 2027年3月31日	1 1		
12 225	君津市	市民活動支援課	1 2	1 1						0		みんなが輝くまち・きみつプラン(第5次君津市男女共同参画計画)	2022年6月1日	～ 2027年3月31日	1 1		
12 226	富津市	企画課	1 2	0 1			富津市男女共同参画のまちづくり条例	2009年3月26日	2009年4月1日			富津市男女共同参画計画	2023年4月1日	～ 2028年3月31日	1 1		
12 227	浦安市	多様性社会推進課	1 2	1 1						0		第3次うらやす男女共同参画プラン	2022年4月	～ 2032年3月	1 1		
12 228	四街道市	政策推進課	1 2	1 1						0		第4次四街道市男女共同参画推進計画	2022年4月1日	～ 2032年3月31日	1 1		
12 229	袖ヶ浦市	企画政策部 市民協働推進課	1 2	1 1						0		第4次袖ヶ浦市男女共同参画計画はっぴーPLAN	2019年4月1日	～ 2024年3月31日	1 1		
12 230	八街市	企画政策課	1 2	0 0						0		第3次八街市男女共同参画計画	2022年4月	～ 2027年3月	1 1		
12 231	印西市	市民活動推進課	1 2	1 1						0		第3次印西市男女共同参画プラン	2019年4月	～ 2024年3月	1 1		
12 232	白井市	市民活動支援課	1 2	1 1						0		白井市男女平等推進行動計画	2016年4月1日	～ 2026年3月31日	1 1		
12 233	富里市	経営戦略課	1 2	1 1						0		富里市男女共同参画計画(第3次)	2023年4月1日	～ 2028年3月31日	1 1		
12 234	南房総市	市民課	1 2	1 1						0		第3次南房総市男女共同参画推進計画	2019年4月	～ 2024年3月	1 1		
12 235	匝瑳市	企画課	1 2	0 1						0		第3次匝瑳市男女共同参画計画	2022年4月	～ 2027年3月	1 1		
12 236	香取市	市民協働課	1 2	1 1						0		第2次香取市男女共同参画計画	2020年4月	～ 2026年3月	1 1		
12 237	山武市	企画政策課	1 2	1 1						0		第3次山武市男女共同参画計画	2019年4月	～ 2024年3月	1 1		

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)						
		担当課(室)名	所属			府内の連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無		
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
12 238	いすみ市	企画政策課	1 2	0	1					0	第3次いすみ男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
12 239	大網白里市	地域づくり課	1 2	0	1					0	第2次大網白里市男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
12 322	酒々井町	住民協働課	1 2	0	0					0	第2次酒々井町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
12 329	栄町	協働推進室	1 2	0	0					0	栄町男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
12 342	神崎町	総務課	1 2	0	0					0				0	1	
12 347	多古町	企画政策課	1 2	1	1					0	第2次多古町男女共同参画推進プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
12 349	東庄町	総務課	1 2	0	0					2	第2次東庄町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
12 403	九十九里町	企画政策課	1 2	1	0					0	九十九里町男女共同参画計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1		
12 409	芝山町	企画空港政策課	1 2	0	0					0	芝山町男女共同参画計画	2023年3月 ~ 2028年3月	1	1		
12 410	横芝光町	企画空港課	1 2	0	1					0	第2次横芝光町男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
12 421	一宮町	企画広報課	1 2	0	0					0	一宮町男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
12 422	睦沢町	総務課	1 2	0	1					0	睦沢町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
12 423	長生村	総務課	1 2	0	0					0	長生村男女共同参画計画	2021年3月 ~ 2025年3月	1	1		
12 424	白子町	企画財政課	1 2	0	1					0	白子町男女共同参画推進計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1		
12 426	長柄町	総務課	1 2	0	0					2	長柄町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
12 427	長南町	企画財政課	1 2	0	1					0	長南町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
12 441	大多喜町	企画課	1 2	0	0					0	第2次大多喜町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
12 443	御宿町	企画財政課(男女共同参画)・保健福祉課(DV関係)	1 2	0	0					0	御宿町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
12 463	鋸南町	総務企画課	1 2	0	1					0	鋸南町男女共同参画推進計画	2022年3月 ~ 2025年3月	1	1		

<選択肢回答>

- | | |
|------------------------|--------|
| 所属 | 府内連絡会議 |
| 1 首長部局 | 1 有 |
| 2 教育委員会 | 0 無 |
| 事務所掌 | 諮問機関 |
| 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 | 1 有 |
| 2 1ではない | 0 無 |

- | |
|------------------------|
| 男女共同参画に関する条例 |
| 現在の状況 |
| 1 2024年3月末までの制定を目指し検討中 |
| 2 2023年度以降の制定を目指し検討中 |
| 3 その他 |
| 0 検討していない |

- | |
|---|
| 男女共同参画に関する計画 |
| 女性活躍推進法の推進計画との関係 |
| 1 一体 |
| 0 一体でない |
| 計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記) |
| 1 単独計画として策定 |
| 0 総合計画の一部として策定 |

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

千葉県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)							問6-5 管理・運営主体							
		問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		施設管理			事業運営		
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
		10							1	9	7	2	1	8	2	0
12 100	千葉市	千葉市男女共同参画センター		260-0844	千葉市中央区千葉寺町1208番地2(千葉市ハーモニープラザ内)	043-209-8771	043-209-8776	http://www.chp.or.jp/danjo/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		
12 202	銚子市															
12 203	市川市	市川市男女共同参画センター	ウィズ	272-0034	千葉県市川市市川1-24-2	047-322-6700	047-322-6888	https://www.city.ichikawa.lg.jp/gen05/1111000001.html	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
12 204	船橋市	船橋市男女共同参画センター		273-0005	船橋市本町1-3-1 フェイスビル5階	047-423-0757	047-423-3436	https://www.city.funabashi.lg.jp/shisetsu/shiminkatsudo/0002/0003/0001/p011270.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>		
12 205	館山市															
12 206	木更津市															
12 207	松戸市	松戸市男女共同参画センター	ゆうまつど	271-0091	千葉県松戸市本町14番地の10	047-364-8783	047-364-7888	https://www.city.matsudo.chiba.jp/shisetsu-guide/kaikan_hole/yuu_matsudo/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
12 208	野田市															
12 210	茂原市															
12 211	成田市															
12 212	佐倉市	佐倉市男女平等参画推進センター	ミウズ	285-0837	千葉県佐倉市王子台1丁目23番地 レイクピアスイ3階	043-460-2580	043-460-2582	http://www.mews.shiteikanri-sakura.jp/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
12 213	東金市															
12 215	旭市															
12 216	習志野市	習志野市男女共同参画センター	ステップならしの	275-0016	千葉県習志野市津田沼5-12-12サンロード津田沼5階	047-453-9307	047-453-9327	https://www.city.narashino.lg.jp/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
12 217	柏市	柏市男女共同参画センター		277-0005	千葉県柏市柏1-7-1-301 Day Oneタワー3F	04-7167-1127	04-7165-7323	https://www.city.kashiwa.lg.jp/kyosei-c/sankakueye/6696.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
12 218	勝浦市															
12 219	市原市															
12 220	流山市															
12 221	八千代市	八千代市男女共同参画センター		276-0033	千葉県八千代市八千代台南1-11-6 八千代台東南公共センター4階	047-485-7088	047-485-7398	https://www.city.yachiyo.lg.jp/soshiki/3/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
12 222	我孫子市															

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)														
		問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体					
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
12	223 鴨川市															
12	224 鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター		273-0101	千葉県鎌ヶ谷市富岡1-1-3	047-401-0891	047-401-0892	https://www.city.kamagaya.chiba.jp/sesakumidashi/seساaku-danjokyoudo/danjo_center/index.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>				
12	225 君津市															
12	226 富津市															
12	227 浦安市	多様性社会推進課	ルピナス	279-0004	千葉県浦安市猫実1-1-2 浦安市文化会館2階	047-712-6803	047-353-1145	https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/danjo/index.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>				
12	228 四街道市															
12	229 袖ヶ浦市															
12	230 八街市															
12	231 印西市															
12	232 白井市															
12	233 富里市															
12	234 南房総市															
12	235 匝瑳市															
12	236 香取市															
12	237 山武市															
12	238 いすみ市															
12	239 大網白里市															
12	322 酒々井町															
12	329 栄町															
12	342 神崎町															
12	347 多古町															
12	349 東庄町															
12	403 九十九里町															
12	409 芝山町															
12	410 横芝光町															
12	421 一宮町															
12	422 瞳沢町															
12	423 長生村															
12	424 白子町															
12	426 長柄町															
12	427 長南町															
12	441 大多喜町															
12	443 御宿町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)													
			問6-1		問6-4 所在地等				問6-3 施設 形態	問6-5 管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号		施設管理	事業運営					
12	463	鋸南町							単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

千葉県

都道府県コード	市区町村名	市町区名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)													
			問6-1 名 称		問6-2 設立年月日		問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)		問6-8 主な事業					
			用常勤な職員の期間(雇用定め)が任	用非常勤ある職員の期間(雇用定め)が任			広報啓発	講座	相談事業	情報収集	苦情処理	交流促進	企業との連携	国際交流	調査研究	その他
		10														
12 100	千葉市	千葉市男女共同参画センター	1999年12月1日	7	16	46,437	○	○	○	○	○	○	○			
12 202	銚子市			0	0	0										
12 203	市川市	市川市男女共同参画センター	1991年11月1日	7	18	30,942	○	○	○	○	○	○	○	○		
12 204	船橋市	船橋市男女共同参画センター	1994年4月1日	2	3	4,880	○	○	○	○	○	○			DVDミニ鑑賞会	
12 205	館山市			0	0	0										
12 206	木更津市			0	0	0										
12 207	松戸市	松戸市男女共同参画センター	1980年11月29日	5	13	27,568	○	○	○	○	○	○	○		男女共同参画センター管理・運営・受付	
12 208	野田市			0	0	0										
12 210	茂原市			0	0	0										
12 211	成田市			0	0	0										
12 212	佐倉市	佐倉市男女平等参画推進センター	2003年4月1日	0	11	21,758	○	○	○	○	○					
12 213	東金市			0	0	0										
12 215	旭市			0	0	0										
12 216	習志野市	習志野市男女共同参画センター	2003年11月1日	4	2	4,516	○	○	○	○	○		○			
12 217	柏市	柏市男女共同参画センター	2016年5月14日	5	4	9,075	○	○	○	○	○	○	○			
12 218	勝浦市			0	0	0										
12 219	市原市			0	0	0										
12 220	流山市			0	0	0										
12 221	八千代市	八千代市男女共同参画センター	1989年6月1日	2	7	1,525	○	○	○	○			○			
12 222	我孫子市			0	0	0										
12 223	鴨川市			0	0	0										
12 224	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター	2006年10月1日	0	6	6,220	○	○	○	○	○					
12 225	君津市			0	0	0										
12 226	富津市			0	0	0										
12 227	浦安市	多様性社会推進課	2002年10月1日	3	2	10,038	○	○	○	○		○	○	○	男女共同参画登録団体への働きかけ、ネットワークづくり	
12 228	四街道市			0	0	0										
12 229	袖ヶ浦市			0	0	0										
12 230	八街市			0	0	0										
12 231	印西市			0	0	0										
12 232	白井市			0	0	0										

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)											
		問6-1 名 称		問6-2 設立年月日		問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業				
常勤	非常勤	常勤	非常勤	相談事業	情報収集	苦情処理	交流促進		企業との連携	NPO	国際交流	調査研究	その他
12 233	富里市			0	0	0							
12 234	南房総市			0	0	0							
12 235	匝瑳市			0	0	0							
12 236	香取市			0	0	0							
12 237	山武市			0	0	0							
12 238	いすみ市			0	0	0							
12 239	大網白里市			0	0	0							
12 322	酒々井町			0	0	0							
12 329	栄町			0	0	0							
12 342	神崎町			0	0	0							
12 347	多古町			0	0	0							
12 349	東庄町			0	0	0							
12 403	九十九里町			0	0	0							
12 409	芝山町			0	0	0							
12 410	横芝光町			0	0	0							
12 421	一宮町			0	0	0							
12 422	睦沢町			0	0	0							
12 423	長生村			0	0	0							
12 424	白子町			0	0	0							
12 426	長柄町			0	0	0							
12 427	長南町			0	0	0							
12 441	大多喜町			0	0	0							
12 443	御宿町			0	0	0							
12 463	鋸南町			0	0	0							

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

千葉県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言				問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)													
			問7-2				問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)													
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市區長数	うち女性市區長数	女性比率(%)	副市區長数	うち女性副市區長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				1		37	4	10.8	42	1	2.4	17	1	5.9	12	0	0.0	9,151	723	7.9
12 100	千葉市					1	0	0.0	2	0	0.0						1105	143	12.9	
12 202	銚子市					1	0	0.0	1	0	0.0						225	17	7.6	
12 203	市川市					1	0	0.0	1	0	0.0						226	30	13.3	
12 204	船橋市					1	0	0.0	2	0	0.0						888	106	11.9	
12 205	館山市					1	0	0.0	1	0	0.0						156	5	3.2	
12 206	木更津市					1	0	0.0	1	1	100.0						210	14	6.7	
12 207	松戸市					1	0	0.0	2	0	0.0						348	33	9.5	
12 208	野田市					1	0	0.0	1	0	0.0						328	14	4.3	
12 210	茂原市					1	0	0.0	1	0	0.0						237	11	4.6	
12 211	成田市					1	0	0.0	1	0	0.0						285	19	6.7	
12 212	佐倉市					1	0	0.0	1	0	0.0						254	30	11.8	
12 213	東金市					1	0	0.0	1	0	0.0						77	1	1.3	
12 215	旭市					1	0	0.0	1	0	0.0						155	4	2.6	
12 216	習志野市					1	0	0.0	1	0	0.0						250	35	14.0	
12 217	柏市					1	1	100.0	2	0	0.0						296	31	10.5	
12 218	勝浦市					1	1	100.0	1	0	0.0						49	0	0.0	
12 219	市原市					1	0	0.0	2	0	0.0						514	29	5.6	
12 220	流山市					1	0	0.0	1	0	0.0						185	14	7.6	
12 221	八千代市					1	0	0.0	1	0	0.0						252	28	11.1	
12 222	我孫子市	2001年6月26日	我孫子市男女共同参画都市宣言		4	1	0	0.0	1	0	0.0						189	35	18.5	
12 223	鴨川市					1	0	0.0	1	0	0.0						97	2	2.1	
12 224	鎌ヶ谷市					1	1	100.0	1	0	0.0						99	13	13.1	
12 225	君津市					1	1	100.0	1	0	0.0						205	6	2.9	
12 226	富津市					1	0	0.0	1	0	0.0						107	0	0.0	
12 227	浦安市					1	0	0.0	2	0	0.0						83	9	10.8	
12 228	四街道市					1	0	0.0	1	0	0.0						86	7	8.1	
12 229	袖ヶ浦市					1	0	0.0	1	0	0.0						191	11	5.8	
12 230	八街市					1	0	0.0	1	0	0.0						39	2	5.1	
12 231	印西市					1	0	0.0	1	0	0.0						195	10	5.1	
12 232	白井市					1	0	0.0	1	0	0.0						96	9	9.4	
12 233	富里市					1	0	0.0	1	0	0.0						115	8	7.0	
12 234	南房総市					1	0	0.0	1	0	0.0						116	1	0.9	
12 235	匝瑳市					1	0	0.0	0	0	0.0						105	0	0.0	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言				問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2				問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態	数	市 区 長 数	うち 女性 市 区 長 数	女 性 比 率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副 市 区 長 数	女 性 比 率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町 村 長 数	女 性 比 率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副 町 村 長 数	女 性 比 率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自 治 会 長 数	女 性 比 率 (%)
12	236	香取市				1	0	0.0	1	0	0.0								310	6	1.9
12	237	山武市				1	0	0.0	1	0	0.0								264	14	5.3
12	238	いすみ市				1	0	0.0	1	0	0.0								91	0	0.0
12	239	大網白里市				1	0	0.0	1	0	0.0								116	11	9.5
12	322	酒々井町										1	0	0.0	1	0	0.0	39	5	12.8	
12	329	栄町										1	0	0.0	1	0	0.0	38	2	5.3	
12	342	神崎町										1	0	0.0	0	0	0.0	23	0	0.0	
12	347	多古町										1	1	100.0	1	0	0.0	53	0	0.0	
12	349	東庄町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0	
12	403	九十九里町										1	0	0.0	0	0	0.0	45	0	0.0	
12	409	芝山町										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	
12	410	横芝光町										1	0	0.0	1	0	0.0	89	2	2.2	
12	421	一宮町										1	0	0.0	1	0	0.0	36	0	0.0	
12	422	睦沢町										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	
12	423	長生村										1	0	0.0	1	0	0.0	41	2	4.9	
12	424	白子町										1	0	0.0	0	0	0.0	32	0	0.0	
12	426	長柄町										1	0	0.0	0	0	0.0	48	2	4.2	
12	427	長南町										1	0	0.0	1	0	0.0	28	1	3.6	
12	441	大多喜町										1	0	0.0	1	0	0.0	63	1	1.6	
12	443	御宿町										1	0	0.0	0	0	0.0	10	0	0.0	
12	463	鋸南町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0	

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

※2024年 月 日訂正(印西市の数値に誤りがあったため)

千葉県

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都 市 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲					問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					問9-1			調査時点コード										
		問8-1		問8-2								(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)																					
		目標値 (%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性数委員	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他					
				2,202	1,778	27,325	7,862	28.8		1,688	1,449	21,995	6,072	27.6	276	176	1,632	314	19.2	1,316	176	13.4	1,581	213	13.5										
				小計						1,680	1,441	21,682	5,961	27.5	266	168	1,541	288	18.7																
12	100	千葉市	40%以上60%以下	令和9年度	105	102	1,516	501	33.0	法律・政令・条例により設置されている審議会等					101	98	1,550	506	32.6	6	6	30	10	33.3	73	9	12.3	74	9	12.2	1	1	1		
12	202	銚子市	40.0	2028年3月	60	48	958	273	28.5	法令・条例・規則・要綱等により設置されている審議会、委員会等					34	29	416	86	20.7	5	5	28	5	17.9	0	0	0	25	2	8.0	1	1	1		
12	203	市川市	36.0	2024年3月	49	47	773	243	31.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等					49	47	773	243	31.4	6	4	29	6	20.7	50	6	12.0	51	6	11.8	1	1	1		
12	204	船橋市	40.0	2026年3月	84	75	1,282	393	30.7	1法律または条例により設置されている審議会等 2要綱等により設置されている懇談会、会議等 ※上記審議会等数は、基準日時点での委員がいる審議会等数を回答しています。					41	35	764	234	30.6	6	6	32	10	31.3	43	4	9.3	44	4	9.1	1	1	1		
12	205	館山市	35.0	2028年3月	39	35	514	150	29.2	法令・条例・規則・要綱等に基づいて設置された審議会等。					35	32	462	127	27.5	5	2	23	4	17.4	33	5	15.2	34	5	14.7	1	1	1		
12	206	木更津市	40.0	2027年3月	52	47	742	200	27.0	設置の根拠として例規があり、かつ委員の委嘱を行っているもの					38	37	548	128	23.4	6	4	36	5	13.9	40	5	12.5	41	5	12.2	1	1	1		
12	207	松戸市	40.0	2024年3月	0	0	0	0	0	地方自治法第138条の4第3項の規定により附属機関として設置されるもの及び規則・要綱等により設置される審議会、委員会、協議会等で、市民、学識経験者等を構成員とするもの。					62	54	815	213	26.1	6	6	34	7	20.6	0	0	0	43	8	18.6	1	1	1		
12	208	野田市	50.0	2025年3月	48	45	719	273	38.0	法令・条例により設置されている審議会					48	45	719	273	38.0	6	3	30	4	13.3	35	7	20.0	36	7	19.4	1	1	1		
12	210	茂原市	30.0	2025年3月	50	38	624	151	24.2	法令・条例・規則・要綱等					47	36	541	128	23.7	5	3	28	4	14.3	29	3	10.3	30	3	10.0	1	1	1		
12	211	成田市	40.0	2026年3月	57	50	740	202	27.3	法令必置の附属機関、法律や条例により設置されている附属機関、規則または要綱等により設置されているその他の協議会等					43	36	538	137	25.5	5	4	34	9	26.5	43	5	11.6	44	5	11.4	1	1	1		
12	212	佐倉市	35.0	2032年3月	54	50	674	182	27.0	法律・条例・規則・要綱等により設置されている審議会、委員会					42	39	573	155	27.1	5	4	30	7	23.3	0	0	0	37	7	18.9	1	1	1		
12	213	東金市	30.0	2026年3月	47	35	685	163	23.8	東金市の各部署で所管する審議会等					23	19	292	52	17.8	5	2	33	5	15.2	28	4	14.3	29	4	13.8	1	1	1		
12	215	旭市	30.0	2024年3月	44	37	515	142	27.6	法律・条例・規則・要綱により設置されている審議会等					27	24	316	87	27.5	5	2	32	4	12.5	26	3	11.5	27	3	11.1	1	1	1		
		習志野市	習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針に基づき、特別な理由がある場合を除き、男女いずれか一方の委員が委員の総数の40%未満とならないよう努める。					法律又は政令により設置されている審議会、委員会等条例・規則又は要綱等により設置されている会議等																											
12	216	習志野市	期限なし					68	57	1,033	331	32.0																							
			第202条の3に該当する附属機関、個別事案ごとに設置する組織(プロポーザル方式選定委員会等)、懇談会等																																
12	217	柏市	令和2年4月までに附属機関で女性委員が35%以上である割合を65%※現在次期計画制定中	2020年4月	71	50	720	238	33.1																										
12	218	勝浦市	25.0	2028年3月末	32	24	273	59	21.6																										
12	219	市原市	40.0</td																																

都道府県	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						調査時点コード										
		問8-1		問8-2				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)						(再掲)市町村防災会議(会長を含む)																						
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性数性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性数性委員	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他						
12 227	浦安市	40.0	2027年3月	56	51	870	331	38.0	すべての審議会が対象	41	37	423	142	33.6	4	3	14	3	21.4	0	0	0.0	25	3	12.0	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日					
12 228	四街道市	38.0	2027年1月	49	45	541	172	31.8	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により執行機関の附属機関として設置された審議会、委員会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関 市長等の求めに応じ、市民・学識経験を有する者等からの意見を聴取し、市政に反映させること等を目的として、要綱等により設置された協議会、懇談会その他の機関	39	36	474	144	30.4	5	4	36	7	19.4	0	0	0.0	33	5	15.2	1		1		1						
12 229	袖ヶ浦市	35.0	2024年3月	53	49	762	224	29.4	地方自治法第202条の3だけでなく、市規則・要領による会議を含む。	29	27	414	117	28.3	5	3	29	5	17.2	29	2	6.9	30	2	6.7	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	1						
12 230	八街市	25.0	2027年3月	38	23	398	92	23.1	地方自治法に基づく審議会等	32	23	357	88	24.6	5	2	41	4	9.8	31	3	9.7	32	3	9.4	1		1		1						
12 231	印西市	30.0	2024年3月	60	55	699	213	30.5	市の条例・規則・要綱に基づく審議会	38	34	437	119	27.2	5	3	24	5	20.8	39	5	12.8	40	5	12.5	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	1						
12 232	白井市	33.0	2026年3月	46	42	531	170	32.0	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関	46	42	531	170	32.0	5	5	22	8	36.4	30	2	6.7	31	2	6.5	2	2022年7月15日	2	2022年7月15日	1						
12 233	富里市	30.0	2023年3月	40	36	448	133	29.7	普通地方公共団体の執行機関の付属機関	40	36	448	133	29.7	5	4	21	8	38.1	32	6	18.8	33	6	18.2	2	2022年4月1日	2	2022年4月1日							
12 234	南房総市	30.0	2023年4月	29	17	356	52	14.6	法、条例、規則、要綱等により設置されている審議会・委員会等	29	16	356	51	14.3	5	4	32	7	21.9	29	1	3.4	30	1	3.3	1		1		1						
12 235	匝瑳市	40.0	2027年3月	66	31	539	140	26.0	条例・規則・要綱等により設置されている懇談会、会議等	28	19	337	70	20.8	5	3	42	8	19.0	28	1	3.6	29	1	3.4	1		1		1						
12 236	香取市	30.0	2027年3月	77	60	1,365	349	25.6	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、要項や規則等により設置されている審議会等	19	17	330	70	21.2	5	2	33	5	15.2	35	6	17.1	36	6	16.7	1		1		1						
12 237	山武市	40.0		55	42	789	217	27.5	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、要項や規則等により設置されている審議会等	29	25	438	119	27.2	5	4	31	8	25.8	32	14	43.8	33	14	42.4	1		1		1						
12 238	いすみ市	30.0	2027年3月	20	14	227	58	25.6	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	19	13	189	40	21.2	5	2	26	2	7.7	16	5	31.3	17	5	29.4	1		1		1						
12 239	大網白里市	30.0	2026年3月	40	28	585	149	25.5	法律、条例、規則、要綱等により設置されている審議会等	24	19	377	109	28.9	5	3	30	4	13.3	34	6	17.6	35	6	17.1	1		1		1						
12 322	酒々井町								審議会の委員、自治組織の会長及び副会長に占める女性の割合	17	16	206	41	19.9	5	3	21	6	28.6	33	4	12.1	34	4	11.8	1		1		1						
12 329	栄町	30.0	2027年3月	65	26	359	73	20.3	審議会の委員、自治組織の会長及び副会長に占める女性の割合	27	22	268	69	25.7	5	3	21	5	23.8	22	2	9.1	23	2	8.7	2	2023年3月31日	1		1						
12 342	神崎町								・法律もしくは条例により設置されている審議会・委員会等	9	6	75	17	22.7	5	2	29	3	10.3	7	0	0.0	8	0	0.0	1		1		1						
12 347	多古町	20.0	2026年3月	27	20	298	67	22.5	・法律又は条例により設置した審議会等	21	17	247	53	21.5	5	3	36	6	16.7	25	5	20.0	26	6	23.1	1		1		1						
12 349	東庄町	40.0	2026年3月	38	28	401	103	25.7	・規則、規定、要綱等により設置した審議会等	22	19	240	58	24.2	5	2	23	4	17.4	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1		1						
12 403	九十九里町	20.0	2025年	15	11	162	40	24.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用状況	13	10	144	38	26.4	5	2	22	3	13.6	18	2	11.1	19	2	10.5	1		1		1						
12 409	芝山町	30.0	2027年0月	0	0	0	0	0	指標の設定のみ	7	5	52	16	30.8	5	2	33	3	9.1	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1						
12 410	横芝光町	30.0	2024年3月	30	25	362	100	27.6	地方自治法第202条の3及び第180条の5に基づく審議会等(委員会や協議会も含む)	25	22	336	95	28.3	5	3	26	5	19.2	27	5	18.5	28	5	17.9	1		1		1						
12 421	一宮町								全ての審議会	12	9	195	45	23.1	5	2	29	2	6.9	24	4	16.7	25	4	16.0	1		1		1						
12 422	睦沢町								地方自治法第180条に基づく																											

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

千葉県

都道府県コード	市区町名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況			問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況			(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員数	総委員数		審議会等数	うち女性委員数	総委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)
								8	8	313	35.5	10	8	91	28.6			
	千葉市							0	0	0	0.0	6	6	50	44.0			
	銚子市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	市川市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	船橋市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	館山市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	木更津市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	松戸市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	野田市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	茂原市							3	3	80	38.8	1	0	5	0.0			
	成田市							1	1	28	3.6	0	0	0	0.0			
	佐倉市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	東金市							2	2	152	34.9	0	0	0	0.0			
	旭市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	習志野市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	柏市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	勝浦市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	市原市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	流山市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	八千代市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	我孫子市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	鴨川市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	鎌ヶ谷市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	君津市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	富津市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	浦安市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	四街道市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	袖ヶ浦市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	八街市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	印西市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	白井市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	富里市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	南房総市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	匝瑳市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	香取市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	山武市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	いすみ市							1	1	38	18.47.4	0	0	0	0.0			
	大網白里市							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	酒々井町							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	栄町							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	神崎町							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			
	多古町							1	1	15	8.53.3	0	0	0	0.0			
	東庄町							0	0	0	0.0	0	0	0	0.0			

都道府県	市町村	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲) 市町村防災会議(委員のみ)		(再掲) 市町村防災会議(会長を含む)					
			目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数		審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性数委員	女性比率(%)
コード	九十九里町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	芝山町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	横芝光町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	一宮町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	睦沢町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	長生村								0	0	0	0	0.0	2	1	24	3	12.5						
	白子町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	長柄町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	長南町								0	0	0	0	0.0	1	1	12	1	8.3						
	大多喜町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	御宿町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	鋸南町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

千葉県

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都 道 府 県 コ ー ド	市 市 区 町 村 名	問11-1 管理職の在職状況															問11-2 職務上の地位別職員在職状況															問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部への配置状況					問11-5						
		うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					調査時 点コ ード		その他					問11-5											
		管 理 職 総 数	うち 管 理 職 性 比 率	管 理 職 総 数	うち 管 理 職 性 比 率	管 理 職 性 比 率	部 局 長 相 當 職	管 理 職 性 比 率	うち 管 理 職 性 比 率																																				
		3,903	544	13.9	3.031	401	13.2	528	43	8.1	455	41	9.0	454	46	10.1	361	38	10.5	2,921	455	15.6	2,215	322	14.5	4,167	1,207	29.0	2,788	670	24.0	9,084	3,509	38.6	5,745	1,919	33.4		442	37	8.4	101	3	3.0	
12 100	千葉市	455	57	12.5	340	39	11.5	69	8	11.6	57	7	12.3	43	3	7.0	28	3	10.7	343	46	13.4	255	29	11.4	448	146	32.6	308	97	31.5	1,201	381	31.7	637	141	22.1	1	32	3	9.4	8	0	0.0	1
12 202	銚子市	25	4	16.0	20	4	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	25	4	16.0	20	70	21	30.0	45	17	37.8	91	34	37.4	59	21	35.6	1	3	0	0.0	0	0	0.0	1		
12 203	市川市	215	27	12.6	185	25	13.5	22	1	4.5	21	1	4.8	36	4	11.1	30	3	10.0	157	22	14.0	134	21	15.7	323	84	26.0	267	80	30.0	769	375	48.8	651	369	56.7	1	19	1	5.3	5	0	0.0	1
12 204	船橋市	182	17	9.3	131	16	12.2	29	3	10.3	26	3	11.5	12	0	0.0	0	0	0.0	141	14	9.9	98	13	13.3	690	218	31.6	396	87	22.0	688	324	47.1	321	112	34.9	1	23	3	13.0	4	0	0.0	1
12 205	館山市	38	3	7.9	37	3	8.1	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	30	3	10.0	29	3	10.3	33	6	18.2	29	3	10.3	96	37	38.5	67	21	31.3	1	5	1	20.0	2	0	0.0	1
12 207	木更津市	94	20	21.3	64	17	26.6	14	1	7.1	11	1	9.1	26	1	3.8	18	1	5.6	54	18	33.3	35	15	42.9	18	3	16.7	10	2	20.0	123	29	23.6	75	20	26.7	1	8	0	0.0	1	0	0.0	1
12 207	松戸市	350	70	20.0	169	25	14.8	47	5	10.6	31	5	16.1	54	10	18.5	30	5	16.7	249	55	22.1	108	15	13.9	386	151	39.1	189	49	25.9	1118	513	45.6	420	96	22.9	1	11	3	27.3	4	1	25.0	1
12 208	野田市	98	6	6.1	88	6	6.8	15	0	0.0	14	0	0.0	23	1	4.3	19	1	5.3	60	5	8.3	55	5	9.1	104	25	24.0	68	11	16.2	312	92	29.5	180	53	29.4	1	11	2	18.2	2	0	0.0	1
12 210	茂原市	55	7	12.7	55	7	12.7	8	1	12.5	8	1	12.5	10	1	10.0	10	1	10.0	37	5	13.5	37	1	21.4	48	4	8.3	136	44	32.4	116	25	21.6	1	7	1	14.3	3	0	0.0	1			
12 211	成田市	93	10	10.8	66	9	13.6	20	1	5.0	18	1	5.6	0	0	0.0	0	0	0.0	73	9	12.3	48	8	16.7	99	29	29.3	49	7	14.3	186	42	22.6	84	7	8	1	9.1	3	0	0.0	1		
12 212	佐倉市	85	15	17.6	75	13	17.3	24	4	16.7	22	4	18.2	0	0	0.0	0	0	0.0	61	11	18.0	53	9	17.0	104	31	29.8	80	21	26.3	157	61	38.0	110	31	28.2	1	19	0	0.0	4	0	0.0	1
12 213	東金市	47	2	4.3	40	1	2.5	8	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	39	2	5.1	32	1	3.1	40	9	22.5	32	4	12.5	115	41	35.7	82	22	26.8	1	12	1	8.3	2	0	0.0	1
12 215	旭市	26	1	3.8	23	1	4.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	26	1	3.8	23	1	4.3	42	7																		

調査時点 議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
都道府県	市町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がないが、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
コロナ	ドド名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
		29		1の合計	53	0	50	2		51	50	50	50	40	
		7		2の合計	1	41	3	51		3	4	4	4	5	
		4		3の合計	0	9		0		0	0	0	0	0	
		14		4の合計	0	3				0	0	0	0	8	
12 100	千葉市	千葉市職員旧姓使用取扱要綱	千葉市議会会議規則	千葉市議会	1	3	1	2		1	1	1	1	1	
12 202	銚子市	銚子市職員の旧姓使用に関する要綱	銚子市議会会議規則	銚子市議会	1	2	1	2		1	1	1	1	1	

		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																	
都道府県	市区町村	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。										問12-2 間12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 間12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 間12-3で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-5 間12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 間12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
コロド	名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他				
12 202	銚子市	(旧姓使用中止の届出) 第4条 旧姓使用職員がその使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届出書(別記様式第4号)により行うものとする。 ③任命権者は、前項の規定による届出があった場合は、台帳に記録するものとする。 ④職員は、特段の理由なく旧姓使用申請と旧姓使用中止届出を繰り返してはならない。(人事異動等の場合の取扱い) 第5条 旧姓使用職員は、異動が生じた場合は、新しい所属長に旧姓使用承認通知書を提示しなければならない。 ②他の任命権者から旧姓使用の承認を受けた職員が異動してきた場合は、旧姓使用職員の旧姓使用は、承認されたものとみなし、第2条第1項及び第2項の規定による手続を省略することができるものとする。 (眞剣) 第6条 旧姓使用職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、事業者、職員等に誤解や混乱等が生じないように努めなければならない。 ②旧姓使用職員は、旧姓を使用することができる文書等については、統一して旧姓を使用しなければならない。 ③所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用と公務の正常な運営が図られるよう努めなければならない。 (他機関への派遣職員の適用除外) 第7条 他の地方公共団体及び公益法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。 ④その他 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓使用に関し必要な事項は、総務課長が別に定める。																	
12 203	市川市	1	市川市職員の旧姓の使用に関する取扱要綱 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、次に掲げるものとする。 ① 座席表、人事異動に係る内示表及び異動表、職員表彰に係る文書その他の組織内部で使用されるもの ②職員の呼称、名刺、名札、職員名簿その他の対外的に使用されるもので、特別な法律関係を生じさせるおそれのないもの ③その他法令等に抵触するおそれがないが、職務遂行上又は事務処理上特に支障がないものと任命権者が認めるもの	市川市議会	1	4	2			2				1	1	1	1	1	1
12 204	船橋市	1	船橋市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、一般職の職員(臨時的任用職員を除く、以下「職員」という。)の個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養育経験等の他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	船橋市議会	1	4	2			2				1	1	1	1	1	1
12 205	館山市	1	①館山市事務決裁規程 ②職員の旧姓使用について ①別表第2(第8条第2項及び第9条) (1)副市長、部長及び課長が専決できる事項 総務課の表中 表頭「専決事項」欄:(19) 職員の旧姓使用の承認、取り消しに關すること。表頭「専決者 課長」欄:○ ②男女共同参画社会の実現に向けた取組として、職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて、下記のとおり取り扱う。 記 1 対象職員 全職員 2 該当文書等 (1)旧姓を使用できる文書等 (2)組織内部で使用されるもの 起業文書、服務に係る文書(服務整理票、各種内部届出書等)、人事異動に係る文書(辞令等)、給与に係る諸届等 (2)対外的にも使用されるが、特別な法律関係を生じさせるおそれのないもの 職場での呼称、名札、名刺、職員名簿、電子メール等 (3)その他特に支障がないと認められるもの	館山市議会	1	2	1			2				1	1	1	1	1	1

				市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得しが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
コドロド	名	議会名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めっていない。 4. 明記した規定がない、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産育児家族の看護家族の介護疾病その他								
12 205	館山市		(2)旧姓を使用できない文書等 ①公権力の行使に係るものの 許認可・立入検査・職課徴収等 ②対外的に権利・義務関係が生ずるもの 契約書・協定書等 ③職員の身分を証するもの 身分証明書・職務登録簿等 ④職員の権利・義務に係るもので、他団体に与える影響が大きいもの 給与明細書・源泉徴収票・共済組合及び市町村総合事務組合に係る文書・公務災害に係る文書等	3. 旧姓使用申請等の手続き 旧姓使用を希望する職員は「旧姓使用承認申請書」(別紙1)を所属長の決裁後、総務人事研修係へ提出する。 なお、使用を中止しようとする場合は、「旧姓使用中止届」(別紙2)を同様に提出する。	4. 運用 市民に誤解や混乱が生ずることのないよう十分に留意し、運用する。													
12 206	木更津市	1	木更津市職員服務規程 第4条 職員は、婚姻、養子縁組及び他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合は、市長の承認を受けなければならない。	木更津市議会	1	2	1	木更津市議会会議規則 第2条第2項議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
12 207	松戸市	1	松戸市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、本市の一般職の職員(以下「職員」という。)の旧姓使用の取扱いに關し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において、「旧姓使用」とは、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することをいいます。 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓使用することのできる文書等の範囲は、次のとおりとする。 (1)組織内部で使用されるもの (2)人車異動に係る文書 (3)退職に係る文書 (4)服務に係る文書 (5)勤務時間等に係る文書 (6)職員表彰に係る文書 (7)対外的にも使用されるが問題のないもの (8)職務遂行上又は業務処理上支障のないもの (9)その他人事担当課長が個別に判断し、旧姓使用が可能であると認めるもの	松戸市議会	1	2	1	松戸市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
12 208	野田市	1	野田市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに關して必要な事項を定めることを目的とする。	野田市議会	1	3	1	野田市議会会議規則 (第2条第2項) 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (第81条第2項) 2. 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
12 210	茂原市	1	茂原市職員旧姓使用取扱要綱第1条 第1条 この訓令は、茂原市職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關して必要な事項を定めるものとする。	茂原市議会	1	2	1	茂原市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査											
都道府県	市区町村	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
コロナ	ド下名	成田市	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他
12 211	成田市	1	成田市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第1条 この要綱は、職員(成田市職員定数条例(昭和29年条例第15号)第1条に規定する職員(教育長を除く)をい。以下同じ。)の個性が尊重され、その能力を一層発揮できる職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」とい。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」とい。)を文書等において使用することに關して必要な事項を定めることを目的とする。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	成田市議会	1	2	1	成田市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2		1 1 1 1 1 1
12 212	佐倉市	1	佐倉市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (目的) 第1条 この要綱は、佐倉市職員(以下「職員」とい。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」とい。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」とい。)を文書等において使用することに關して必要な事項を定めることを目的とする。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	佐倉市議会	1	2	1	佐倉市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
12 213	東金市	2	旭市一般職の職員の旧姓使用に関する取扱規定 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用承認申請書(第1号様式)以下「承認申請書」とい。に記載の事由のうち「戸籍上の氏を改めたことを証する書類を添付して、所属長を経て市長に提出しなければならない。ただし、消防吏員(消防長を除く。)にあっては、消防長に提出するものとする。	東金市議会	1	2	1	東金市議会会議規則 第二条第二項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
12 215	旭市	1	習志野市職員の旧姓使用に関する取扱要領 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書により市長の承認を受けなければならない。	旭市議会	1	2	1	旭市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
12 216	習志野市	1	柏市職員旧姓使用取扱要領 第4条 任命権者は、前条第2項の旧姓使用承認申請書の提出があった場合において、公務の適正な運営を妨げるおそれがあると認められるときを除き、旧姓の使用を承認するものとする。	習志野市議会	1	3	1	習志野市議会会議規則 第2条 議員は、事故のため公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 4
12 217	柏市	1	柏市職員旧姓使用取扱要領 第4条 任命権者は、前条第2項の旧姓使用承認申請書の提出があった場合において、公務の適正な運営を妨げるおそれがあると認められるときを除き、旧姓の使用を承認するものとする。	柏市議会	1	2	1	議員は、出産(配偶者の出産のための補助を含む。)又は育児のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
12 218	勝浦市	4		勝浦市議会	1	3	1	勝浦市議会会議規則 第2条第1項「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため」同条第2項「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査									
都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)
コロド	市原市	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名 1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がない、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他
12 219	市原市	1	市原市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第4条 任命権者は、前条第2項又は第3項の旧姓使用承認申請書の提出があった場合において、公務の正常な運営を妨げるおそれがあると認められるときを除き、旧姓の使用を承認するものとする。	市原市議会 1	3	1	市原市議規則 ※第2条は本会議、第91条は委員会の欠席の届出の規定 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。 (欠席の届出)第1条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2	1 1 1 1 1 1
12 220	流山市	1	流山市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 旧姓使用に関する内部規定(一般未公開)のため、全文が該当となります。	流山市議会 1	3	1	流山市議会規則 第2条第2項「議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内」	2	1 1 1 1 1 4
12 221	八千代市	1	八千代市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員(新規に採用された職員を含む。)は、法律、条例等の規定に違反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解若しくは混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	八千代市議会 1	2	1	八千代市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができます。	2	1 1 1 1 1 1
12 222	我孫子市	1	我孫子市職員旧姓使用取扱要綱 第2条の1 職員は、市長の承認を受けて、法令等に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で服務遂行上又は事務処理上誤解や混亂を招くおそれのないものについて旧姓を使用することができる。	我孫子市議会 1	2	1	我孫子市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができます。	2	1 1 1 1 1 4
12 223	鴨川市	4		鴨川市議会 1	2	1	鴨川市議会規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができます。	2	1 1 1 1 1 4
12 224	鎌ヶ谷市	1	第2条 職員は、法令等に抵触するおそれがない、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められる文書等について旧姓を使用することができるものとする。	鎌ヶ谷市議会 1	2	1	鎌ヶ谷市議会会議規則 ・第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができます。 ・第89条2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができます。	2	1 1 1 1 1 1
12 225	君津市	3		君津市議会 1	2	1	君津市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができます。	2	1 1 1 1 1 1
12 226	富津市	1	富津市職員旧姓使用取扱規程 第2条 旧姓を使用できる職員は、地方公务員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職に属する職員とする。ただし、婚姻等により氏を改めた後、相手の期間の経過により、その改めた氏の呼称が社会的に認知されていると認められる職員については、この限りでない。	富津市議会 1	2	1	富津市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2	1 1 1 1 1 1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査											
都道府県	市区町村	問11～3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12～1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12～2 問12～1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12～3 問12～1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12～4 問12～3で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12～5 問12～1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12～6 問12～5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12～7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
コロナド	名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がない、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産育児家族の看護家族の介護疾病その他	
12 227	浦安市	1	浦安市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第4条 職員は、旧姓使用をしようとするときは、任命権者の承認を受けなければならない。	浦安市議会事務局	1	2	1	浦安市議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
12 228	四街道市	2		四街道市議会	1	2	1	四街道市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 2
12 229	袖ヶ浦市	1	袖ヶ浦市一般職の職員の旧姓使用に関する取扱規程 第1条 この規程は、一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに關して必要な事項を定めるものとする。	袖ヶ浦市議会	1	3	1	袖ヶ浦市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出するものとする。	2		1 1 1 1 1 1
12 230	八街市	4		八街市議会	1	2	1	八街市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出するものとする。	1		1 1 1 1 1 1
								八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第4条 議員が長期欠席をしたときの議員報酬は、市議会の会議等を欠席した日又は長期欠席届出書の届出のあった日のいずれか早い日から、市議会の会議等に出席した日又は復帰届出書の届出のあった日のいずれか早い日の前日までの期間に応じて、その額に応じた議員報酬に次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。 長期欠席の期間 支給割合 90日を超える180日以下であるとき。 100%の90 180日を超えて365日以下であるとき。 100%の75 365日を超えるとき。 100%の50 2.前項の規定は、長期欠席の期間が90日を超える日の属する月の翌月(その日の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。 (期末手当の減額) 第5条 6月1日及び12月1日(次項において「から」の日を「基準日」という。)のそれより前6月以内の期間において、前条に規定する議員報酬の支給の減額月があるときの期末手当の額は、その額に応じて支給されるべき期末手当に、長期欠席の期間に応じて、前条第2項の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。 2.基準日より6月以内の期間において、議員報酬の支給割合が異なる場合は、減額後に得られる期末手当の額が低い方の支給割合を適用する。 (適用除外) 第6条 次の各号に掲げる事由により議員が長期欠席をしたときは、前2条の規定は適用しない。 (1) 公務上の災害 (2) 災害その他議員の責によらない事故等の場合で、議長が公務上の災害等に準ずる者認めるもの (3) 女性会員の出産 (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となった場合			

都 市 道 府 県 市 区 町 村 コ ロ ド 名		市 市 区 区 問 11-3 及び 4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
				問 12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問 12-2 問 12-1で1.を選択した場合、取得しが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問 12-3 問 12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問 12-4 問 12-3で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問 12-5 問 12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問 12-6 問 12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問 12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
議 会 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。		1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。			1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他								
12 231	印西市	2	印西市議会	1	2	1	印西市議会会議規則 第2条第2項 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	印西市議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員が疾病等により議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬の月額は、その職に付した議員報酬の月額に、市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「議員活動ができない期間」という。)に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 議員活動できない期間 90日を超えて180日以下であるとき 100分の80 180日を超えて365日以下であるとき 100分の70 365日を超えるとき 100分の60 2.前項の規定が、議員活動できない期間が6ヶ月を経過する日の属する月(その日が月の月初であるときは、その月を属する月。以下これらを「減額月」という。)から、議員活動できない期間に相当する期間、減額月の議員報酬の月額を基礎として適用する。この場合において、議員資格を失う等減額月に受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は、適用しない。 3.前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合、減額月の初日から末日まで減額して支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日々によって計算する。 (期末手当の減額) 第4条 6月1日及び12月1日(以下これらを「基準日」という。)のそれぞれの前6月以内の期間において、議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当の額は、その額に応じて期末手当の額に、議員活動できない期間に応じて、前条第1項の表に定める割合に乗じて得た額とする。 2.基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の減額割合が異なる場合は、高い方の減額割合を適用する。	1	1	1	1	1	1	1	1	1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査										
都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
コロド	コロド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産育児家族の看護家族の介護疾病その他
12 232	白井市	白井市職員旧姓使用取扱要領 第3条第1項 任命権者は、前条の申請があったときは、法令等に抵触するおそれがないと認めるときは、旧姓の使用を承認することができる。	白井市議会	1	2	1	白井市議会会議規則 第2条第2項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
12 233	富里市	南房総市職員の旧姓使用に関する要領 第2条 職員は、任命権者に届出をして、専ら職員の間で使用している文書、縫易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	富里市議会	1	2	1	富里市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 2
12 234	南房総市	南房総市職員の旧姓使用に関する要領 第2条 職員は、任命権者に届出をして、専ら職員の間で使用している文書、縫易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	南房総市議会	1	2	1	南房総市議会会議規則 第2条(略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
12 235	匝瑳市	匝瑳市一般職の職員の旧姓使用に関する取扱要綱 ・匝瑳市立学校費負担教職員の旧姓使用に関する取扱要綱 ・匝瑳市一般職の職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (趣旨) 第1条 この告示は、匝瑳市一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 ・匝瑳市立学校費負担教職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (趣旨) 第1条 この告示は、県費負担教職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	匝瑳市議会	1	2	1	匝瑳市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
12 236	香取市	2	香取市議会	1	3	1	香取市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎出産の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 4
12 237	山武市	3	山武市議会	1	2	1	山武市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
12 238	いすみ市	4	いすみ市議会	1	2	1	いすみ市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
12 239	大網白里市	大網白里市職員の旧姓使用に関する取扱い要綱 第4条 任命権者は、前条第2項又は第3項の規定による旧姓使用承認申請書の提出があった場合は、公務の正常な運営を妨げるおそれがあると認められる時を除き、旧姓の使用を承認するものとする。	大網白里市議会	1	2	1	大網白里市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1

						市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査									
都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)			
コドロ	名	議会名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
12 322	酒々井町	4													
12 329	栄町	4													
12 342	神崎町	2													
12 347	多古町	4													
12 349	東庄町	3													
12 403	九十九里町	4													
12 409	芝山町	4													
12 410	横芝光町	4													
12 421	一宮町	2													

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査										
都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
コロナド	名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他
12 422	陸沢町	4	陸沢町議会	1	2	1	陸沢町議会規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多子妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
12 423	長生村	1	長生村議会	1	2	1	長生村議会規則 (欠席等の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため会議に出席することができないとき、又は遅刻し、若しくは早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届出することができない場合は、その事情がなくなつた後、速やかに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多子妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
12 424	白子町	4	白子町議会	1	3	2		2		2 2 2 2 2 2
12 426	長柄町	1	長柄町議会	2						2 2 2 2 2 2
12 427	長南町	4	長南町議会	1	2	1	長南町議会規則第2条第2項 前項の規定にかかるらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多子妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
12 441	大多喜町	1	大多喜町議会	1	2	1	大多喜町議会規則 第2条第2項 前項の規定にかかるらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多子妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
12 443	御宿町	4	御宿町議会	1	2	1	御宿町議会規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多子妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
12 463	鋸南町	2	鋸南町議会	1	2	1	鋸南町議会規則 第2条 2. 前項の規定にかかるらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多子妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 4

調査表4-5

市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

千葉県

調査時点 議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
都 道 府 県 コ イ ド 市 区 町 村 名	問12-8 議員の利用することができる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することができる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で、1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する研修(ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていない)を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧名称の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがありますか。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画セクターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。	
	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 間、 定すハ ラスメ ント規 定とし て相 互に 窓に 開	する2 議員ラ スメ ント規 定とし て相 互に 窓に 開	3 その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
	0	2	10					9	5	0	4		12	
	1	6	8	7	1	3		6	3	4	18		42	
	0	1	36					39	7	50	1		0	
	53	45									31			
12 100 千葉市	4	4	3					3		3	2		1	千葉市地域防災計画 共通編
12 202 銚子市	4	4	2					1	3	3	4		2	第1章 総則 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者 公益財団法人文化振興財團(千葉市男女共同参画センター) 1 女性相談にすること
12 203 市川市	4	4	3					3		3	2		2	・船橋市地域防災計画
12 204 船橋市	4	4	2					1	1	3	2		1	・船橋市災害対応ハンドブック(地震初動編) ボランティア班 復旧期 女性相談窓口の開設
12 205 館山市	4	4	3					1	1	3	2		2	
12 206 木更津市	4	4	1	1				3		3	4		2	
12 207 松戸市	4	4	1	1				1	3	3	2		1	松戸市地域防災計画
12 208 野田市	4	4	3					1	3	3	2		1	女性防災リーダーや女性の防災の扱い手を育成するため、男女共同参画課、松戸市男女共同参画推進団体等と連携し、女性視点の防災に関する知識の普及、啓発、ネットワークづくりを推進する。
12 210 茂原市	4	4	3					3		3	2		2	野田市地域防災計画
12 211 成田市	4	4	1	1				2	2	2	2		2	震災編 第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制において、人権・男女共同参画推進課による避難行動要支援者に対する対策 第2節 避難行動要支援者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。
12 212 佐倉市	4	2	1	1				3		3	4		1	震災編 第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制において、人権・男女共同参画推進課による避難行動要支援者支援に関する対策 第2節 福祉避難所の開設・運営に関する対策 第3節 福祉避難所利便者の相談支援することとしている。

都道府県	市町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
		問12-8 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11 1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-17 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがありますか。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画セクターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。		
コロド	コロド名	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(常設) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1間、 する2 を議員ラ 設置し 等の規 が定め る倫理 規則	3 その他	その他内容	東金市議会議員政治倫理規程 第三条第一項第四号 市職員の公正な職務執行を妨げ、権限や地位による影響を不正に行使するような働きかけ(ハラスメント・強要・恫喝・口利き等に類する行為)をしないこと。	3	3	4		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。 3. その他(不明等)			
12 213	東金市	4	4	1	1									2		
12 215	旭市	4	4	3					3	3	4			2	習志野市地域防災計画 (震-3-9、風-3-10) 災害応急活動体制の確立 ※災害対策本部の事務分掌として、協働経済部(男女共同参画センター含む)が行うものを記載している。	
12 216	習志野市	4	1	3					3	3	2			1	(震-3-51、風-3-55) 避難所の運営に当たっての配慮 「女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどと連携し、積極的に活用するものとする。」	
12 217	柏市	4	1	1	1	2		柏市議会ハラスメント防止条例 第4条 議員は、市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理観を持ち、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。	1	1	3	2		2		
12 218	勝浦市	4	4	3					3	3	4			1	勝浦市地域防災計画 【男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備】主な担当:消防防災課、企画部、市及び県は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時にあける男女共同参画部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画部局が連携し、明確化するよう努める。	
12 219	市原市	2	2	1		3	ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)を作成するため検討部会を行っている		1	3	3	4		2		
12 220	流山市	4	4	3					1	1	3	2		2	八千代市災害対応マニュアル 各避難所等の情報収集及び相互支援ネットワークを活用した情報発信等 女性消防団と連携した各避難所のニーズ把握及び対応	
12 221	八千代市	4	4	3					3	3	4			1		
12 222	我孫子市	4	4	3					3	3	2			2		
12 223	鶴川市								3	3	4			2	鎌ヶ谷市地域防災計画 災害対策本部における市民生活2課(市民活動推進課)の事務分掌にて、「女性相談窓口の設置及び避難所等における女性への支援に関すること」	
12 224	鎌ヶ谷市	4	4	3					3	3	2			1		
12 225	君津市	4	4	3					3	3	4			2		
12 226	富津市	4	4	3					3	3	4			2		
12 227	浦安市	4	4	3					3	3	2			2		
12 228	四街道市	4	4	3					3	3	2			2		
12 229	袖ヶ浦市	4	4	3					3	3	1	袖ヶ浦市議会会議規則等に関する申合せ事項 30. その他(8)既姓等の使用については、あらかじめ議長に申し出るものとする。		2		
12 230	八街市	4	2	3					3	3	2			2		
12 231	印西市	4	4	1		3	注意喚起		3	3	4			2		
12 232	白井市	4	4	3					3	3	4			2		
12 233	富里市	4	3	2					2	2	2			2		
12 234	南房総市	4	4	3					1	1	3	4		2		
12 235	匝瑳市	4	4	3					3	3	4			2		
12 236	香取市	4	2	3					3	3	4			2		

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割									
都 道 府 県 コ イ ド 12 237	市 区 町 村 市 区 町 村 名	問12-8 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11 1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-17 問12-16で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のため実施していることがありますか。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画セッターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1. を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。							
1. 人及び場所の設置または提供がされている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に 1 間, 定す, する 2 議員 ラ 等の 規 が定 めへ る倫 防 規 止	する 議員 ラ 等の 規 が定 めへ る倫 防 規 止	3 その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定もある。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用していいる。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う予定もある。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定ある。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。 3. その他(不明等)								
12 237 山武市	4	2	2						2	3	3	4		2							
12 238 いすみ市	4	4	1	1				いすみ市議会議員政治倫理規程 (政治倫理基準)第3条 議員は、次に掲げる政治倫理の基準(以下「政治倫理基準」という。)を遵守しなければならない。(1)市民全体の代表者としての立場と名義で書するような一切の行為及び社会規範に反するような一切の行為を禁ずる。その結果開いて不正の疑惑を待ちられるおそれのある行為をしないこと。(2)市民全般の奉仕精神として行動する地位を利用していかなる金品の授受等もしないこと。(3)市が行う許可、認可又は負担その他の契約に際し、個人又は特定の企業若しくは団体のため有利に取り扱わぬことをしないこと。(4)市職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくはその地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしていないこと。(5)市職員の人事及び市から補助金、交付金、使用料等の減免等の優遇を受けている団体の人に關し、不当な関与をしないこと。(6)発言又は情報発信を行うときは、公人としての自覚及び責任感をもつて行うこと。(7)市又は民間団体の主催する行事等において、不適切な介入及び干渉をしないこと。(8)政治的又は道義的に批判を受けるおそれのある寄附等の授受その他の行為をしないこと。2. いすみ市議会議長(以下「議長」という。)は、第1項各号に掲げる政治倫理基準のほか、議員の品性を損なう行為を行い、又は行うおそれのある議員に対して、次に掲げる措置を講じ、及び改善を促すことができる。(1)口頭注意(2)文書による厳重注意(3)前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置		3	3	2		2							
12 239 大網白里市	4	4	3						3	3	4		2								
12 322 酒々井町	4	4	3						3	3	4		2								
12 329 宗町	4	4	3						3	3	4		2								
12 342 神崎町	4	4	3						3	3	4		2								
12 347 多古町	4	4	3						3	3	4		2								
12 349 東庄町	4	4	2						3	2	4		2								
12 403 九十九里町	4	4	3						3	3	4		2								
12 409 芝山町	4	4	3						3	3	1		2								
12 410 横芝光町	4	4	3						3	3	4		1	横芝光町地域防災計画 第3編 風水害等編 第2章 災害応急対策計画 第4節 避難計画 第5 避難所の開設 (4)町は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営者に含める。また、避難所ににおける女性への配慮としては、更衣室やトイレ等施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配布等、運営上の配慮等に努める。なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センター等を積極的に活用する。							

都道府県	市区町村	市町村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
			問12-8 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 間12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 間12-11で、1.を選択した場合	問12-13 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用していている又は利用する予定はありますか。	問12-14 ハラスメント防止に関する研修を行っていますか。	問12-15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-16 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-17 間12-16で、1.を選択した場合	問12-18 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
ココロド	ココロド	村名	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 保育に必要な場所の設置または提供する予定である。 4. 設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 5. 設置または提供する予定である。 6. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1.開設するハラスメント規則に基づき、議員向け相談窓口を設置して、他の議員に意見交換を行なうことを定めた場合	2. その他の	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 行っていないが、今後、研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したものない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
12	421	一宮町	4	2	3				3		3	4			1	地域防災計画 女性用更衣室やトイレなど施設の利用場所配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配布など、女性が利用する施設に対して配慮するほか、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。(P156)
12	422	睦沢町	4	4	2				2	3	3	1	睦沢町議会議員の通称名等の使用に関する規程 ○睦沢町議会議員の通称名等の使用に関する規程 平成30年6月15日 議会訓令第1号 (趣旨) 第一条 この訓令は、睦沢町議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令昭和25年政令第89号第88条第8項及び第9項に規定する通称の使用が認定された氏名(以下「通称名」という。)の使用、又は議員が婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後引き続き、若しくは一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (通称名等使用の届出等) 第二条 議員は、前条に規定する通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用しようとするときは、通称名等使用届出書(様式第1号)を議長に提出し承認を得なければならない。 2 議長は、前項の届出書の提出があった場合において、議会の会議における議事整理上、又は議員としての活動上支障がないと認めるときは、通称名等の使用を承認するものとする。 3 第1項に規定する届出書については、町議会議員一般選挙後初議会の招集日まで(補欠選挙の場合は、当該選挙後任期開始日まで)の間で、議会事務局長が定めた期限までに提出するものとする。ただし、婚姻等により戸籍の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍の氏を使用しようとする場合は、この限りでない。 (通称名等の使用廃止) 第三条 議員は、通称名等の使用を廃止しようとするときは、通称名等使用廃止届出書(様式第2号)を議長に提出しなければならない。 2 前項の届出があったときは、前条の承認は、その効力を失う。 (使用の責務) 第四条 通称名等を使用する議員は、その使用に当たり、常に町民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 附 則 この訓令は、公示の日から施行する。	2		
12	423	長生村	4	4	1		3	条例制定に向け準備を行っている	2	2	3	4			2	
12	424	白子町	4	4	3				3	3	4				2	
12	426	長柄町	4	4	2				3	2	3				2	
12	427	長南町	4	4	2				2	2	3	4			2	

都道府県	市町村	市町村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	
議員の利用することでのできる授乳室等が議員の利用することでのできる議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組は、次のうちどれか。	問12-10で、1.を選択した場合、行っている取組みは、次	問12-11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。						
1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 する を議 員ラ 等の規 定メ あへん る倫ト 理防 規止	す2 る を議 員ラ 等の規 定メ あへん る倫ト 理防 規止	3 その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	大多喜町地域防災計画				
12 441 大多喜町	4	4	3				3		3	4			1	大多喜町地域防災計画	女性への配慮 避難所の運営にあたっては、男女双方の要望や意見を反映するため、可能な限り女性も避難所運営委員会の役員に選出するよう努める。また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレ等施設の利用上の配慮、女性専用スペースの確保、女性相談窓口や女性専用の物資配付等運営上の配慮等が必要である。なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センター等を積極的に活用する。	
12 443 御宿町	4	4	3				3		3	1	御宿町議会議員通称名使用取扱規程 承認) 第2条 議員は、議長の承認を受けて、次に掲げる事項を除き、通称名を使用することができる。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 辞職願 (3) 給与、旅費及び費用弁償の支給に関する書類 (4) 源泉徴収票の名義 (5) 叙位及び叙勲の申請 (6) 在職証明書等各種証明 (7) 千葉県町村議会議員共済会に関する各種届出 (8) その他通称名の使用によって業務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するとき		2			
12 463 鶴南町	4	4	3				3		3	4			2			